

教 育 委 員 会 会 議

日時 平成29年7月27日(木)

午後2時00分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 議 事

- 議案第92号 平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について
- 議案第93号 教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について
- 議案第94号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱及び任命について
[非公開案件]
- 議案第95号 さいたま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱及び任命について
[非公開案件]
- 議案第96号 平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

3 閉 会

議案第92号

平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について

平成29年度教育委員会の点検・評価報告書について、別紙のとおりとする。

平成29年7月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するものです。

議案第93号

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則について

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

平成29年7月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

教職員の失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

教職員の失業者の退職手当支給規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。）第24条において<u>その例によることとされる</u>さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第16条の規定による教職員に係る失業者の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基本手当の日額)</p> <p>第2条 条例第24条において<u>その例によることとされる</u>職員退職手当条例第16条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。</p> <p>(退職票の交付)</p> <p>第4条 退職し、条例第24条において<u>その例によることとされる</u>職員退職手当条例第16条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受けようとする者は、退職後速やかにさいたま市教職員退職票交付申請書（様式第1号）により市教育委員会（以下「委員会」という。）にさいたま市教職員退職票（様式第2号。以下「退職票」という。）の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(条例第24条において<u>その例によることとされ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号。以下「条例」という。）第24条において<u>読み替えて準用する</u>さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「職員退職手当条例」という。）第16条の規定による教職員に係る失業者の退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(基本手当の日額)</p> <p>第2条 条例第24条において<u>読み替えて準用する</u>職員退職手当条例第16条第1項に規定する基本手当の日額は、次条の規定により算定した賃金日額を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第17条に規定する賃金日額とみなして同法第16条の規定を適用して計算した金額とする。</p> <p>(退職票の交付)</p> <p>第4条 退職し、条例第24条において<u>読み替えて準用する</u>職員退職手当条例第16条第1項又は第3項の規定による退職手当（以下「基本手当に相当する退職手当」という。）の支給を受けようとする者は、退職後速やかにさいたま市教職員退職票交付申請書（様式第1号）により市教育委員会（以下「委員会」という。）にさいたま市教職員退職票（様式第2号。以下「退職票」という。）の交付を申請しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(第24条において<u>読み替えて準用する</u>職員退職</p>

る職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者)

第7条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める理由)

第8条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める理由は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷(条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)

(2) [略]

(受給期間延長の申出)

第9条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第6号)に受給資格証(受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあつては、退職票。第4項及び第5項において同じ。)を添えて委員会に提出することによって行うものとする。

2 前項に規定する申出は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 [略]

4 委員会は、第1項に規定する申出をした者が条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(様式第7号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければな

手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者)

第7条 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める者は、次のとおりとする。

(1)～(5) [略]

(条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める理由)

第8条 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する委員会が定める理由は、次のとおりとする。

(1) 疾病又は負傷(条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項第3号の規定により傷病手当に相当する退職手当の支給を受ける場合における当該給付に係る疾病又は負傷を除く。)

(2) [略]

(受給期間延長の申出)

第9条 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による申出は、受給期間延長申請書(様式第6号)に受給資格証(受給資格者が受給資格証の交付を受けていない場合にあつては、退職票。第4項及び第5項において同じ。)を添えて委員会に提出することによって行うものとする。

2 前項に規定する申出は、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当するに至った日の翌日から起算して1月以内にしなければならない。ただし、天災その他申出をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 [略]

4 委員会は、第1項に規定する申出をした者が条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由に該当すると認めるときは、その者に受給期間延長通知書(様式第7号)を交付するとともに、受給資格証に必要な事項を記載し、返付しなければならない。

5 前項の規定により受給期間延長通知書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を委員会に届け出るとともに、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。この場合において、委員会は、提出を受けた書類に必要な事項を記載し、返付しなければな

らない。

(1) [略]

(2) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

6 [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第10条 基本手当に相当する退職手当で条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待機日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待機日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加え

らない。

(1) [略]

(2) 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する理由がやんだ場合 受給期間延長通知書及び受給資格証

6 [略]

(基本手当に相当する退職手当の支給調整)

第10条 基本手当に相当する退職手当で条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定によるものは、当該受給資格者が第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数（条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

2 受給資格者が待機日数の期間内に職業に就き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しないうちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起算して待機日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(1)・(2) [略]

(3) 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項又は第6項の規定による退職手当（以下「高年齢求職者給付金に相当する退職手当」という。）

(4) 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項又は第8項の規定による退職手当（以下「特例一時金に相当する退職手当」という。）

3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数（条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数

た日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第12条 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書(様式第8号)に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあつては第5条に規定する求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。

3 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第14条 受給資格者は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第10項第1号、同条第11項第1号及び第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(様式第12号)に受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

(条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第10項第2号に規定する規則で定める者)

第14条の2 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第10項第2号アに規定する規則で定める者のうち次の各

)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数(条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(基本手当に相当する退職手当の支給手続)

第12条 条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、待期日数の経過後速やかに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書(様式第8号)に受給資格証を添えて提出した上、待期日数の間における失業の認定を受けるものとする。

2 受給資格者が基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては前項に規定する失業の認定を受けた後、同条第3項の規定による退職手当に係る場合にあつては第5条に規定する求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日ごとに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、失業認定申告書に受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。

3 [略]

(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)

第14条 受給資格者は、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第10項第1号、同条第11項第1号及び第2号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、公共職業訓練等受講証明書(様式第12号)に受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職した教職員（条例第2条第1項に規定する教職員（同条第2項の規定により教職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの

(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職した教職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職した際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの

(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職した教職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職した際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

2 条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第10項第2号イに規定する規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第15条 受給資格者は、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第13号）に受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

（退職票の提出）

第16条 退職票の交付を受けた者が、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に条例第2条第1項に規定する教職員となった場合においては、当該退職票を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

（準用）

第19条 第4条、第5条前段、第6条、第10条第2項、第12条第1項及び第3項並びに前3条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手

（傷病手当に相当する退職手当の支給手続）

第15条 受給資格者は、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第11項第3号の規定による退職手当の支給を受けようとするときは、傷病手当に相当する退職手当支給申請書（様式第13号）に受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。

2・3 [略]

（退職票の提出）

第16条 退職票の交付を受けた者が、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に条例第2条第1項に規定する教職員となった場合においては、当該退職票を委員会に提出しなければならない。

2 [略]

（準用）

第19条 第4条、第5条前段、第6条、第10条第2項、第12条第1項及び第3項並びに前3条の規定は、高年齢求職者給付金に相当する退職手

当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第2項各号を除く。）中「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項又は第3項」とあるのは「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者退職手当受給資格証（様式第3号）」とあるのは「失業者退職手当高年齢受給資格証（様式第14号）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の」とあるのは「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項の」と、「失業認定申告書（様式第8号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号）」と、「前項に規定する」とあるのは「第20条第2項に規定する」と、「失業認定申告書を」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書を」と、「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第4条、第5条前段、第6条、第10条第2項、第12条第1項及び第3項並びに前3条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第2項各号を除く。）中「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項又は第3項」とあるのは「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業者退職手当受給資格証（様式第3号）」とあるのは「失業者退職手当特例受給資格証（様式第16号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項の」とあるのは「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項の」と、「失業認定申告書（様式第8号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第17号）」と、「前項に規定する」とあるのは「第21条第2項に規定する」と、「失業認定申告書を」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書を」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書を」と、「条例第24条に

当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第2項各号を除く。）中「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項又は第3項」とあるのは「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項又は第6項」と、「基本手当」とあるのは「高年齢求職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格者」と、「失業者退職手当受給資格証（様式第3号）」とあるのは「失業者退職手当高年齢受給資格証（様式第14号）」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と、「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の」とあるのは「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項の」と、「失業認定申告書（様式第8号）」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書（様式第15号）」と、「前項に規定する」とあるのは「第20条第2項に規定する」と、「失業認定申告書を」とあるのは「高年齢受給資格者失業認定申告書を」と、「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

2 第4条、第5条前段、第6条、第10条第2項、第12条第1項及び第3項並びに前3条の規定は、特例一時金に相当する退職手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定（第10条第2項各号を除く。）中「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項又は第3項」とあるのは「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項又は第8項」と、「基本手当」とあるのは「特例一時金」と、「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業者退職手当受給資格証（様式第3号）」とあるのは「失業者退職手当特例受給資格証（様式第16号）」と、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と、「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項の」とあるのは「条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項の」と、「失業認定申告書（様式第8号）」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書（様式第17号）」と、「前項に規定する」とあるのは「第21条第2項に規定する」と、「失業認定申告書を」とあるのは「特例受給資格者失業認定申告書を」と、「条例第24条に

を」と、「条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する日までに特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第20条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第12条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるときに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が、同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第21条 特例一時金に相当する退職手当で条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第19条第2項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期

間において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項に規定する期間内に」とあるのは「当該退職票に係る退職の日の翌日から起算して6月を経過する日までに特例一時金に相当する退職手当の支給を受けることなく」と読み替えるものとする。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第20条 高年齢求職者給付金に相当する退職手当で条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項の規定によるものは、当該高年齢受給資格者が前条第1項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 高年齢受給資格者が高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第12条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第6項の規定による退職手当に係る場合にあつては前条第1項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるときに管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、高年齢受給資格者失業認定申告書に高年齢受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が、同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る高年齢受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

(特例一時金に相当する退職手当の支給手続等)

第21条 特例一時金に相当する退職手当で条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項の規定によるものは、当該特例受給資格者が第19条第2項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした日から起算して、雇用保険法第33条に規定する期間及び

間及び待期日数に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては第19条第2項において準用する第12条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第8項の規定による退職手当に係る場合にあつては第19条第2項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が、同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第22条 受給資格者又は条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促

進手当に等しい失業の日数を経過した後に支給する。

- 2 特例受給資格者が特例一時金に相当する退職手当の支給を受けようとするときは、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る場合にあつては第19条第2項において準用する第12条第1項の規定による失業の認定を受けた後に、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第8項の規定による退職手当に係る場合にあつては第19条第2項において準用する第5条の規定による求職の申込みをした後に管轄公共職業安定所の長が指定する失業の認定を受けるべき日に管轄公共職業安定所に出頭して職業の紹介を求め、特例受給資格者失業認定申告書に特例受給資格証を添えて提出した上、失業の認定を受けなければならない。
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が、同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に特例受給資格者となった場合においては、当該基本手当の支給を受けることができる日数（条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る特例受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数）に等しい失業の日数が経過した後に特例一時金に相当する退職手当を支給する。

（就業促進手当等に相当する退職手当の支給手続）

第22条 受給資格者又は条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第15項に規定する者は、同条第11項第4号から第6号までの規定による退職手当の支給を受けようとするときは、同項第4号の規定による退職手当のうち雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあつては就業手当に相当する退職手当支給申請書（様式第18号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」という。）に相当する退職手当にあつては再就職手当に相当する退職手当支給申請書（様式第19号）に、同号ロに該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（様式第20号）に、同項第2号に該当する者に係る就業促進手

進手当（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第24条においてその例によることとされる職員退職手当条例第16条第1項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第3号（第6条関係）

(表)

失業者退職手当受給資格証 [略]
[略]

(裏)

[略]

[略]

(注意事項)

1・2 [略]

3 さいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。

4～8 [略]

様式第7号（第9条関係）

受給期間延長通知書

（以下「常用就職支度手当」という。）に相当する退職手当にあっては常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書（様式第21号）に、条例第24条において読み替えて準用する職員退職手当条例第16条第1項第5号の規定による退職手当にあっては移転費に相当する退職手当支給申請書（様式第22号）に、同項第6号の規定による退職手当のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（様式第23号）に、同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（様式第24号）に、同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあっては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（様式第25号）にそれぞれ受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を添えて委員会に提出しなければならない。ただし、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

2 [略]

様式第3号（第6条関係）

(表)

失業者退職手当受給資格証 [略]
[略]

(裏)

[略]

[略]

(注意事項)

1・2 [略]

3 さいたま市教職員退職手当条例第24条において読み替えて準用するさいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。

4～8 [略]

様式第7号（第9条関係）

受給期間延長通知書

[略]
さいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。
[略]

[略]

様式第14号（第19条関係）

（表）

失業者退職手当高年齢受給資格証 [略]
[略]

（裏）

[略]

（注意事項）

- 1・2 [略]
- 3 さいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4・5 [略]

様式第16号（第19条関係）

（表）

失業者退職手当特例受給資格証 [略]
[略]

（裏）

（注意事項）

- 1・2 [略]
- 3 さいたま市教職員退職手当条例第24条においてその例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4・5 [略]

様式第18号（第22条関係）

（表）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

[略]
さいたま市教職員退職手当条例第24条において <u>読み替えて準用する</u> さいたま市職員退職手当条例第16条第1項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。
[略]

[略]

様式第14号（第19条関係）

（表）

失業者退職手当高年齢受給資格証 [略]
[略]

（裏）

[略]

（注意事項）

- 1・2 [略]
- 3 さいたま市教職員退職手当条例第24条において読み替えて準用するさいたま市職員退職手当条例第16条第5項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4・5 [略]

様式第16号（第19条関係）

（表）

失業者退職手当特例受給資格証 [略]
[略]

（裏）

（注意事項）

- 1・2 [略]
- 3 さいたま市教職員退職手当条例第24条において読み替えて準用するさいたま市職員退職手当条例第16条第7項の規定による退職手当に係る受給資格者は、表面記載の「待期日数の期間に係る失業認定日」に管轄公共職業安定所へ出頭し、待期日数の間における失業の認定を受けること。
- 4・5 [略]

様式第18号（第22条関係）

（表）

就業手当に相当する退職手当支給申請書

[略]	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1月である場合に、安定所、 <u>地方公共団体</u> 又は <u>職業紹介事業者</u> の紹介を受けたか否か。	[略]
[略]	[略]
[略]	

(裏)

(注意事項)

- 1 [略]
- 2 この申請書には、就業したことを証明する給与明細書等の資料の写しを添付すること。
- 3 [略]
- 4 「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。
- 5 [略]

様式第22号(第22条関係)

移転費に相当する退職手当支給申請書

[略]			
[略]	乗車(船)の場所(出発空港)		下車(船)の場所(到着空港)
[略]			

[略]

[略]	
申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1月である場合に、安定所又は <u>職業紹介事業者</u> の紹介を受けたか否か。	[略]
[略]	[略]
[略]	

(裏)

(注意事項)

- 1 [略]
- 2 この請求書には、就業したことを証明する給与明細書等の資料の写しを添付すること。
- 3 [略]
- 4 [略]

様式第22号(第22条関係)

移転費に相当する退職手当支給申請書

[略]			
[略]	乗車(船)の場所		下車(船)の場所
[略]			

[略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式による書類は、この規則による改正後の教職員の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

さいたま市条例第44号

さいたま市教職員退職手当条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員退職手当条例（平成29年さいたま市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第24条 教職員に係る失業者の退職手当の支給については、<u>さいたま市職員の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(失業者の退職手当)</p> <p>第24条 教職員に係る失業者の退職手当については、<u>さいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員」と、「市長」とあるのは「委員会」と、同条第2項中「職員等」とあるのは「教職員等」と読み替えるものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条において<u>その例によることとされるさいたま市職員退職手当条例（平成13年さいたま市条例第46号。以下「市職員退職手当条例」という。）第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p style="text-align: center;">(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第29条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第26条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第24条において<u>読み替えて準用する市職員退職手当条例第16条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第1項及び第31条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条第1項及び第31条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。</u></p> <p>(1)～(3) [略]</p>

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第24条においてその例によることとされる市職員退職手当条例第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 [略]

附 則

1～21 [略]

2.2 [略]

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第24条において読み替えて準用する市職員退職手当条例第16条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3～6 [略]

附 則

1～21 [略]

（失業者の退職手当に係る在職期間の適用限度）

2.2 退職した教職員（第2条第1項に規定する教職員（同条第2項及び附則第5項の規定により教職員とみなされる者を含む。）をいう。）のうち、その者が退職した際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、第24条において準用する市職員退職手当条例第16条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における第18条の規定の適用については、さいたま市職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成28年さいたま市条例第49号）附則第2項の規定を準用する。

2.3 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

さいたま市教職員退職手当条例の改正により、同条例第24条にて、その例によることとされるさいたま市職員退職手当条例第16条第10項の規則で定める者を定めるため、教職員の失業者の退職手当支給規則の文言及び様式の整備を図るものです。

なお、施行期日は公布の日です。

議案第96号

平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について

平成30年度使用さいたま市立各特別支援学校教科用図書の採択について、別紙のとおり採択する。

平成29年7月27日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

提案理由

さいたま市立各特別支援学校において、平成30年度に使用する教科用図書につきまして、各校長から選定方針、一覧表及び選定理由書等が提出されました。

特別支援学校の教科書採択については、義務教育である小・中学校と異なり、毎年度各学校ごとに採択をします。

また、採択の権限は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号により、さいたま市教育委員会が有するため、議案として提案するものです。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他教材の取扱いに関すること。